

那 監 公 表 第 1 1 号

令 和 4 年 3 月 1 5 日

那覇市監査委員	渡 口 勇 人
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	奥 間 亮

令 和 3 年 度 後 期 定 期 監 査 の 結 果 に つ い て (公 表)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項に基づき実施した令和3年度後期定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年度後期定期監査報告書

第 1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和 2 年那覇市監査委員告示第 1 号）

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

第 3 監査の対象

1 対象範囲

令和 2 年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務。（必要と認めた現年度及び過年度を含む。）

2 対象部署

(1) 市民文化部

市民生活安全課、まちづくり協働推進課、ハイサイ市民課、文化振興課、文化財課

(2) 環境部

環境政策課（旧廃棄物対策課含む）、クリーン推進課、環境保全課、環境衛生課

(3) 会計管理者

出納室

(4) 議会事務局

庶務課、議事管理課、調査法制課

(5) 上下水道局

総務課、企画経営課、料金サービス課、水道管理課、配水課、水道工務課、下水道課

(6) 選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局

(7) 監査委員

監査委員事務局

第 4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第 22 条別項「第 1 財務事務監査の着眼点」に準じ、主として以下の事項とした。

1 予算の執行及び事務処理

(1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

2 収入事務

(1) 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

(2) 収入の消込誤り、漏れ及び遅延はないか。

(3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

3 支出事務

- (1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (2) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
- (3) 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。
- (4) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

4 契約事務

- (1) 指名競争入札又は随意契約による場合、その理由は適正か。
- (2) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (3) 監督、検査、検収及び立会いは厳正に行われているか。

5 財産管理事務

- (1) 財産の取得及び処分の手続きは適正か。違法又は不当なものはないか。
- (2) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- (3) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
- (4) 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、确实、効率的に運用されているか。

第 5 監査の主な実施手続

- 1 監査対象部署に関係書類の提出及び提示を求めた。
- 2 事務局職員による予備監査を実施した。
- 3 監査委員による監査を実施した。

第 6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期間 令和 3 年 10 月 14 日から令和 4 年 2 月 25 日まで
- 2 主な日程
 - (1) 令和 3 年 12 月 13 日(金)～12 月 18 日(水) : 事務局職員による予備監査
 - (2) 令和 4 年 1 月 27 日(木), 28 日(金), 2 月 1 日(火) : 監査委員による監査
 - (3) 令和 4 年 2 月 14 日(月) : 監査委員協議
 - ① 監査の結果に関する報告書協議
 - ② 弁明・意見等の聴取は実施しないことを決定
 - (4) 令和 4 年 2 月 25 日(金) : 監査委員協議
 - ① 監査の結果に関する報告の決定

3 実施場所

対象部署、上下水道局及び監査会議室(本庁舎12階)

第 7 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、次の指摘事項等の各事項に述べるとおり、一部に好ましくない状況があった。

なお、軽微な事項については、口頭による指導を行った。

1 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

(1) 指摘事項等の件数

(単位：件)

区 分 (*注) 部局・課名	指摘事項等の件数				
	指摘事項	是正事項	注意事項	要望事項	合計
市民文化部	-	-	4	-	-
市民生活安全課	-	-	1	-	-
まちづくり協働推進課	-	-	-	-	-
ハイサイ市民課	-	-	-	-	-
文化振興課	-	-	1	-	-
文化財課	-	-	2	-	-
環境部	-	-	2	-	-
環境政策課 (旧廃棄物対策課含む)	-	-	-	-	-
クリーン推進課	-	-	1	-	-
環境保全課	-	-	1	-	-
環境衛生課	-	-	-	-	-
会計管理者	-	-	-	-	-
出納室	-	-	-	-	-
議会事務局	-	-	-	-	-
庶務課	-	-	-	-	-
議事管理課	-	-	-	-	-
調査法制課	-	-	-	-	-
上下水道局	-	-	1	1	-
総務課	-	-	-	1	-
企画経営課	-	-	-	-	-
料金サービス課	-	-	-	-	-
水道工務課	-	-	-	-	-
水道管理課	-	-	-	-	-
配水課	-	-	-	-	-
下水道課	-	-	1	-	-
選挙管理委員会	-	-	-	-	-
選挙管理委員会事務局	-	-	-	-	-
監査委員	-	-	-	-	-
監査委員事務局	-	-	-	-	-
合 計	-	-	7	1	-

(*注) 指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

ア 指摘事項：重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

イ 是正事項：改善を要する悪い状況を改め正すこと。

ウ 注意事項：好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

エ 要望事項：予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(2) 各部署の指摘事項等

【市民文化部】

○ 市民生活安全課

ア 業務委託に係る完了検査について（注意事項）

令和 2 年度交通安全スクールゾーン路面標示業務委託契約については、契約相手方より令和 3 年 2 月 28 日に業務の完了届を受領しているが、検査が終了したのは令和 3 年 3 月 31 日であり 31 日後となっている。

那覇市契約規則第 50 条第 5 項は「検査員は、工事の請負契約については完了の通知を受けた日から 14 日以内、その他の契約については完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行わなければならない。」と規定している。

完了検査を行うに当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 文化振興課

ア 公有財産（土地）の財産区分について（注意事項）

那覇市久茂地 3 丁目 26 番 13 号の土地は、平成 26 年 3 月 31 日付けの久茂地小学校の廃止により、新文化芸術発信拠点施設（那覇文化芸術劇場なは一と）の建設用地として、教育委員会施設課より平成 30 年 1 月 15 日付け市民文化部文化振興課へ所管替えを行っている。

その所管替えを受け、当該建設事業を進めてきたが、当該土地は、令和 3 年 3 月 31 日時点においても財産区分は普通財産のままであった。

地方自治法第 238 条第 4 項は、行政財産とは、公共用に供することと決定した財産をいう旨定めており、当該土地については、用途決定後、速やかに行政財産とすべきであった。

公有財産（土地）の財産区分については、関係法令を遵守し、適切に管理されたい。

○ 文化財課

ア 磁気探査業務（平面探査）に係る掘削面の処理について（注意事項）

埋蔵文化財試掘調査事業における磁気探査業務（平面探査）の実施にあたり、掘削深度が 1.5 メートル以上あるにもかかわらず、掘削面の 4 面中、3 面が直掘りとなっているなど、掘削面崩壊の危険性が残る処理となっている。

磁気探査実施要領（沖縄県土木建築部）や建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）（国土交通省）では、掘削する深さが 1.5 メートルを超える場合、当該箇所の土質に見合ったこう配（基準値）を保つか、あるいは、土留工を施し、崩壊等の危険を防止するための措置を講じるよう規定している。

掘削作業を行う際は、関係要領等を遵守し、危険防止措置等を適正に行われたい。

イ 監督員と検査員の兼務について（注意事項）

歴史博物館グループ及び壺屋焼物博物館グループにて担当する業務委託において、業務完了の検査を行うにあたり、当該グループの職員が少数であるとの理由から、当該業務委託の監督員が検査員を兼ねて完了検査を行っているものが散見された。

那覇市契約規則第 52 条は、検査員は、特別の理由があるときを除き、監督員の職務を兼ねることができない旨定めている。また、同規則逐条解説によると、「特別の理由があるとき」とは、兼務をさせなければならない程度に職員が少数である場合等とされている。

しかしながら、本件については、現職員の業務分担の工夫により兼務を回避できるものであった。

完了検査を行うに当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【環境部】

○ クリーン推進課

ア 契約事務について（注意事項）

フォークリフトバッテリー交換に係る契約については、予定価格を 1,391,500 円と設定し、那覇市契約規則第 20 条第 1 号で規定する限度額 130 万円を超えているにもかかわらず同号を適用し、随意契約を締結している。

また、当該契約は電動式フォークリフトの経年劣化したバッテリーを交換するものであり、同条第 6 号に規定する「前各号に掲げるもの以外のもの」に該当するところ、同条第 1 号の解釈を誤り、同号を適用し随意契約を締結している。

同条第 6 号を適用した場合、当該契約の予定価格は、同号に定められている随意契約によることができる場合の限度額 50 万円を超えており、随意契約できる案件ではなく、不適正な契約事務となっている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 環境保全課

ア 随意契約に係る公表について（注意事項）

識名霊園管理業務委託については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号により公益社団法人那覇市シルバー人材センターと随意契約を締結している。

同号の規定により随意契約を締結する場合は、普通地方公共団体の規則で定める手続きによることが求められており、那覇市契約規則第 21 条

において当該手続きが定められている。

当該契約については、同条第 2 号に規定する契約締結前の公表は行われているものの、同条第 3 号に規定する契約締結後の契約者の名称、契約者とした理由等の契約の締結状況について公表が行われておらず不適正な事務処理となっている。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

【上下水道局】

○ 総務課

ア 燃料費の予算計上について（要望事項）

令和 2 年度の燃料費については、予算現額 714,000 円に対し、執行済額 72,522 円、執行率 10.16%にとどまっている。同様に過去 4 年間においても、執行率は約 15%から 16%と推移しており、過大な予算措置と思われる状況がある。

当該燃料費は、庁舎非常用発電機の燃料として必要な要求科目であるが、効率的な予算計上のあり方について検討を行われない。

○ 下水道課

ア 流域下水道の閉塞に伴う緊急対応業務委託契約について（注意事項）

流域下水道の閉塞に伴う緊急対応業務委託（その 1）外 2 件は、令和 2 年 9 月 3 日に発生した沖縄県流域下水道事故発生に伴う汚水の拡散防止、排除等に係る業務委託契約である。

当該業務委託は緊急対応のため口頭により発注したが、当該業務委託の費用負担については、沖縄県流域下水道事故によるものであることから、沖縄県下水道事務所と協議を続けており、その間、当該業務委託に係る契約書は未作成のままであった。

その後、沖縄県との費用負担について協議が整わないことから、下水道課は発注後 3 カ月以上経過した同年 12 月 28 日に合意書を作成し対応している。また、当該閉塞に伴う緊急対応工事契約も同様となっていた。

しかしながら、当該業務委託等については、那覇市上下水道局が発注した業務であり、速やかに契約書を作成し対応すべきであった。

那覇市上下水道局契約事務規程第 29 条第 1 項各号は、契約書を省略できる場合の規定を定めているが、本件は当該各号のいずれにも該当しない。

契約事務に当たっては、関係規程等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

(3) その他意見

ア 会計事務書類の返戻削減について

公金の支出に当たっては、支出負担行為書や支出命令書などの会計事務書類について出納室が審査を行っているが、令和 2 年度は、受付件数 111,996 件に対し、「添付書類の不備」、「履行未確認」、「起票日等日付の誤り」などの理由により、7,606 件 (6.79%) の返戻 (差戻し) が生じ、事務負担となっている。

これらの書類の返戻については、起票担当者や決裁者が適切なチェックを行うことで削減が可能と思われる。

各課は出納室に審査を委ねるのではなく、チェックシートを活用するなどして課内で審査する意識を持ち、効率的な事務執行に努められたい。